



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

パートに出ている家族がいる方は

要注意!?

10月から社会保険の加入条件が変わります。

10月より社会保険の適用が拡大され、パートやアルバイトをして給与収入のある方で、現在は加入義務のない方も加入対象となる可能性が大幅にアップします。

社会保険の加入対象となる条件

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

現在は従業員数501人以上の企業が対象

10月からは ↓

従業員数101人以上の企業が対象となる

今回の改正は、そもそも社会保険に加入していない個人事業主には直接関係するわけではありません。ただし自分は個人事業主でも、扶養している妻がパートに出ている…というような方も会員の皆さんの中には多数います。

そういったパート収入のある方で、今までは社会保険に加入していなかった方も、改正後は加入対象となる方がぐっと増えてくるのではないかと思います。

<社会保険に加入した場合、税金にどんな影響が出るの?>

個人事業主のご主人・パートをしている妻(年収130万円・10月から上記の加入対象者にあてはまる)というようなケースで考えられること



ご主人 … 支払いが減る分、控除も減る

今までは妻の分の国民年金や、妻の収入に応じた国民健康保険料を負担して社会保険料控除としていましたが、妻が社会保険に加入するとこれらの支払いがなくなるので、年間約20~30万円分の控除が減ることになります。控除が減るとその分、課税が増えることが考えられるので、国民年金基金や小規模企業共済等に加入して節税するのも良いかもしれません。

パートの妻 … 手取りは減るが保障は増える

年収が130万円(月々の給与が108,000円くらい)の方が社会保険に加入すると、月々の社会保険料(自己負担)は約16,000円になるので、年間約20万円分の手取りが減ることが考えられます。ただし、上にも記載があるとおおり、国保や国民年金だと年間20~30万円の支払いになりますので、負担額からすると社会保険の方がお得といえます。そのうえ、将来貰える年金額も増え、傷病手当金や出産手当金の対象にもなります。

従業員がいる方は注意 10月から雇用保険も かわります

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

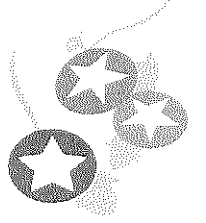
「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。これにより10月から雇用保険料率が図のとおりとなり、給料から天引きする雇用保険料が変わります。従業員がいる方は給料の計算の際、ご注意ください。

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

● 8月31日(水)は個人事業税の第1期の納付期限です! ●

令和3年分の所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めてください。納めた事業税は経費(租税公課)になります。ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

個人事業税 第1期 納付期限	8月31日(水)
個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(水)



※ 年税額が1万円以下の場合は、8月31日までに全額納付となります。

個人事業税は、道路、港湾などの県の施設を利用し、または行政サービスを受けて収益活動を行っている事業に対し、その事業を行っている人に、これらの施設や行政サービスに必要な経費を分担させる目的の税制です。

青色申告特別控除額65万円(もしくは55万円・10万円)を控除しない所得が290万円を超える事業者は、個人事業税の納付義務があります(青色専従者給与については控除の対象となります)。

個人事業税の計算方法

$$(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{専従者給与} - \text{各種控除}) \times \text{税率}$$

※各種控除については、事業主控除290万円(事業期間が1年に満たない場合は月割額)のほか、繰越損失控除が該当します(損失の繰越控除については、青色申告者で赤字繰越や災害損失の繰越などが該当)。

※税率は原則5%ですが、畜産業や水産業は4%、あんま・マッサージ・はり・灸・柔道整復師などその他の医業に関する業種の方は税率が3%となります(社会保険診療報酬にかかる所得については非課税です)。

Windows8.1あと半年でサポート終了

Windows8.1のパソコンをご利用の方は、マイクロソフト社によるサポートが2023年

1月10日をもって終了する予定です。会員の皆さまが使用している会計ソフト「ブルーリターンA」は、マイクロソフト社がサポートするOS環境にて動作保証を実施していることから、同年同日をもって動作保証が終了となります。Windows8.1のパソコンをご利用の皆さまにおかれましては、引き続き安心安全な環境でご利用いただくために、利用パソコンの変更等をお願いします。

なお、「ブルーリターンA」はWindows10はもとより、最新OSのWindows11にも対応しています。



法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談

8月17日(水) 15時~17時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までお問い合わせください。



税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談

8月1日(月)・18日(木)・9月5日(月)

各日 10時~12時/13時~16時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までお問い合わせください。

行事予定	行事予定日	行事内容
今月以降の	8月1日(月)・18日(木)・9月5日(月)	税務相談日
	8月17日(水)	法律相談日
	8月31日(水)	【該当者のみ】消費税の中間申告期限
	8月31日(水)	【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限

ふくおかNEWS

メール: info@aiiro-f.com
 H P: http://aiiro-f.com/
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
 当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

毎日暑い日が続いてうんざりしてます。あと一カ月…。おすすめの暑さ対策募集中です(-_-)

コロナ前は、この時期に会員の皆さんとビアガーデン(暑気払い)をしていましたが今年も残念ながら見送りました。無念です(T_T)

